

〈基本方針〉

畜産情勢は、飼料を初めとする資材価格の高止まりが続くなか、日豪EPAの発効やTPP交渉等を巡る問題が畜産を含む農業の将来に大きく影響することが心配される。

牛肉の関税は、現行の38.5%が日豪EPAの発効により、段階的に引き下げられ、冷蔵は15年目に23.5%、冷凍は18年目に19.5%となる。輸入が急増した場合に関税を引き上げるセーフガードを設けてはいるものの、輸入量の増加が懸念される。

さらにTPP交渉において、農産品5品目のうち牛肉の関税は、10%程度にまで大幅に引き下げようとしており、畜産農家に不安と不信が広がっている。

また、国内における高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢（PED）の発生、近隣諸国では口蹄疫が頻発する状況にあり、国内の家畜疾病防疫体制に万全を期すことが必要となっている。

このような畜産情勢に的確に対応するため、県の指導の下、関係機関及び会員との連携を一層強化し、国の補助・委託事業を活用し価格安定対策事業、生産振興対策事業、家畜防疫体制確保事業、畜産生産団体活動支援事業に取り組み、安全・安心な県内畜産物の安定生産を推進し、本県畜産の振興に努めるものとする。

I 事業の概要

1 経営安定対策

肉用子牛・肉用牛の価格補てん事業やその他の関連助成対策事業を実施し経営の安定を図る。

2 生産振興対策

(1) 生産振興および経営技術対策

畜産経営の安定及び生産性の向上を図るために、経営診断やデータ等に基づく生産・技術改善指導などを行う。

(2) 酪農経営安定対策

ゆとりある酪農経営を確立するため、酪農ヘルパー利用組合が行うヘルパー事業の円滑な推進やヘルパー要員の確保・育成を支援する。

(3) 家畜改良対策

家畜改良の増進を図るため、家畜登録事業（和牛・乳牛）を実施するとともに、牛凍結精液の配布等を行う。

3 家畜防疫体制確保対策

安全・安心の畜産物を生産・提供するための家畜疾病防疫対策や家畜衛生指導等を行う。また、万一の悪性伝染病等の万一発生に備えての互助基金対策等も実施する。

4 畜産生産団体の活動支援対策

本会内に事務局を置く畜産関係任意団体（5団体）の活動を支援し、県内畜産の振興に努める。